

平成 31 年 3 月 19 日

第 2 回南知多町議会定例会会議録

1 議事日程

3月19日（最終日）

- 日程第1 議案第10号 南知多町公共施設等整備基金の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第11号 南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第12号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第13号 南知多町道路占用料条例等の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第14号 南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第15号 南知多町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第16号 尾州廻船内海船船主内田家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第17号 平成30年度南知多町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第9 議案第18号 平成30年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第19号 平成30年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第20号 平成30年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第21号 平成30年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第22号 平成31年度南知多町一般会計予算
- 日程第14 議案第23号 平成31年度南知多町国民健康保険特別会計予算
- 日程第15 議案第24号 平成31年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 議案第25号 平成31年度南知多町介護保険特別会計予算
- 日程第17 議案第26号 平成31年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第18 議案第27号 平成31年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算
- 日程第19 議案第28号 平成31年度南知多町水道事業会計予算
- 日程第20 請願第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」の採択を求める請願
- 日程第21 閉会中の継続審査（調査）について

2 会議に付した事件

日程第1から日程第21までの事件

追加日程第1 議案第29号 平成30年度南知多町一般会計補正予算（第8号）

追加日程第2 議案第30号 副町長の選任同意について

追加日程第3 議案第31号 固定資産評価員の選任同意について

追加日程第4 議案第32号 教育長の任命同意について

3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番	山本優作	2番	鈴木浩二
3番	片山陽市	4番	小嶋完作
5番	内田保	6番	石垣菊蔵
7番	服部光男	8番	藤井満久
9番	吉原一治	10番	松本保
11番	榎戸陵友	12番	石黒充明

欠席議員（なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	総務部長	中川昌一
総務課長	大岩幹治	検査財政課長	山下忠仁
防災安全課長	内田純滋	税務課長	神谷和伸
企画部長	田中嘉久	企画課長	滝本功
地域振興課長	滝本恭史	建設経済部長	鈴木良一
建設課長	鈴木淳二	産業振興課長	川端徳法
水道課長	相川徹	厚生部長	田中吉郎
住民課長	宮地利佳	福祉課長	相川和英
環境課長	宮地廣二	保健介護課長	鈴木茂夫
教育長	大森宏隆	教育部長兼 学校教育課長	山下雅弘

社会教育課長	森	崇	史	学校給食 センター所長	宮	本	政	明
会計管理者 兼出納室長	鈴木	正	則					

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	相	川	博	運	主	幹	大久保	美	保
--------	---	---	---	---	---	---	-----	---	---

[開議 9時30分]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

最近テレビでもよく桜のニュースが取り上げられ、少しは暖かくなってまいりました。しかし、まだまだ気温の変動の大きな時期ですので、皆さんには体調にはくれぐれも御留意なされるようお願い申し上げます。

さて、去る3月6日の本会議におきまして、各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をいただきまして、まことにありがとうございました。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

日程に先立ちまして、自席に配付しました議案の訂正について、企画部長より発言の申し出がありましたので、許可します。

企画部長。

○企画部長（田中嘉久君）

失礼いたしまして、議案の訂正についてお願いを申し上げます。

去る3月6日に上程をいたしました議案第17号 平成30年度南知多町一般会計補正予算（第7号）におきまして、字句の誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。

訂正をお願いする箇所は、議案書5ページ、第3表、地方債補正の表の中で、起債の目的欄2段目にあります「消防施設整備事業」につきまして、正しくは「防災施設整備事業」であります。おわびして訂正をさせていただきます。まことに申しわけありませんでした。

○議長（藤井満久君）

説明が終わりました。

議案第17号の訂正の件について、申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第17号の訂正の件は承認することに決定しました。

日程第1 議案第10号 南知多町公共施設等整備基金の設置及び管理に関する条例の
制定について

○議長（藤井満久君）

日程第1、議案第10号 南知多町公共施設等整備基金の設置及び管理に関する条例の
制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第10号に対する当委員会の審査の経過並びに結果につい
て、御報告申し上げます。

当委員会は、去る13日、全委員の出席のもとに委員会を開催し、本議案の審査をいた
しました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたし
ました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第10号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決す
ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第11号 南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第2、議案第11号 南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第11号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

それでは、議案第11号 南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、この条例に断固反対する立場から討論いたします。

この条例は、過労死容認・黙認条例です。役場職員、役場労働者の命と健康を守る立場から断固反対します。導入してはいけません。

第1の問題は、この条例改正は時間外勤務の上限規制を現行労働基準法が示す月45時間、年360時間を明確にするものですが、しかし一方で、他律的な業務部署の職員には、月100時間、年720時間まで時間外勤務を条例で認めるという国の過労死ざる法基準を南知多町に押しつけるもので、危険です。

厚生労働省は、過労死認定の基準として、時間外勤務月45時間で過労死の危険に注意、60時間には過労死の危険が高まる、80時間以上で過労死の危険、100時間以上は最も危ないとする基準を発表しています。

今回、この条例改正は、規則でその過労死をするという80時間、100時間の基準を認めてしまっただけで条例化するものです。まさに過労死を容認・黙認する過労死容認・黙認条例です。本来、条例化するならば、月45時間、年360時間の労働基準法のガイドラインのみのはずです。今後、この条例に従えば、今までに100時間の時間外勤務があったとき、公務災害認定がほとんど認められていたのに、この条例で曖昧にされかねません。

南知多町で、あの電通事件のような悲しい第2の高橋まつりさんを生み出してはなりません。町長には、労働基準法、労働安全衛生法等に基づく役場労働者の命と健康を守る義務があるのです。

第2の問題は、使用者が時間外勤務をさせる場合には、本来、上限規制の前提となる労基法の36条の三六協定の締結を各事業所でしなければなりません。とりわけ公務のために臨時の必要以外の業務や現業労働者に対する労使協定の原則が明らかではありません。

第3の問題として、条例改正の前提である労働時間管理の体制が全く整備されておりません。隠れ残業の摘発のための明確な条件整備や産業医による面接指導のための条件は、労働時間の適正な把握が根本です。それなくしては、適正な面接指導はできません。タイムレコーダー、ICレコーダーの客観的な記録方法の導入で、過労死基準と言われる100時間の時間外労働の適正な把握が必要です。今の南知多町の目視や印鑑、時間外命令簿等だけでない正確な労働時間の把握の改善がなされるものと思っております。半田市では、既に平成27年からICカードの出退勤記録がなされております。

南知多町もすぐ国に合わせるといえるのは、地方自治ではありません。南知多町の役場職員の命と健康を守る立場から今回の条例導入に強く反対することを表明して、反対討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第11号の件を起立により採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は、可決であります。本件は、各委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第12号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第3、議案第12号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第12号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する賛成討論の発言を許します。

(挙手する者あり)

5番、内田議員。

○5番（内田 保君）

よろしく申し上げます。

議案第12号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、この条例に賛成の立場から討論に参加します。

税金徴収の原則は応能負担です。南知多町の国民健康保険財政は、平成30年度においても必要な税収が確保できていない状態であり、国民健康保険の税収を安定させることは必至の課題です。公平な税負担を求めるためにも、高額所得者にはしっかり税金を払っていただくことが必要です。

今回、高額納税者へは、その負担を4万円ばかり多くお願いする改正であり、公平な税徴収の原則に沿った改定で、賛成するものであります。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第12号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第13号 南知多町道路占用料条例等の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第4、議案第13号 南知多町道路占用料条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第13号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第13号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第14号 南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第5、議案第14号 南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第14号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る11日、全委員の出席のもとに委員会を開催し、本議案の審査を行いました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、児童扶養手当法が改正された理由は何か。

答弁としまして、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律により、受給者の利便性の向上及び家計の安定を図るため、支払い回数や支給制限適用期間が改正されることになりました。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第14号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第15号 南知多町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長（藤井満久君）

日程第6、議案第15号 南知多町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第15号に対する審査の経過並びに結果について、御報告

申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、災害援護資金の貸し付けには保証人を必ず立てなければならないか。

答弁としまして、改正前の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令は保証人が必置義務でありました。しかし、改正後は、保証人を立てるかどうかについては市町村の判断に委ねられたため、無利子で借入れをする場合は保証人を立てることとしたものです。

慎重審査の上、採決の結果、挙手多数であったため、委員長の採決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する賛成討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

議案第15号、南知多町の弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、この条例に賛成する立場から討論に参加します。

さきの文教厚生委員会の審議において、私は保留の立場を表明しましたが、福祉課当局からの情報も検討し、改めてこの条例に賛成の立場から表明するものです。

援護災害資金の貸し付けとして最大350万円の貸し出しができるものですが……。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井満久君）

内田議員、ちょっと待ってください。

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

ただいまの内田議員の発言がありましたことにつきまして、保留ということを行いました。委員会で内田議員は異議ありの発言がありました。賛成討論をするのはおかしいと思います。また、この発言は訂正が必要だと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（藤井満久君）

内田議員のほうから訂正はありますか。

○5番（内田 保君）

あのときの委員会の審議は、賛成の方の論議だけを、手を挙げました。反対、保留は、委員長はありませんでした。私は保留の立場であのときに異議ありと言ったんです。なので、そういう立場から私はこれを論じております。

（挙手する者あり）

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

保留という発言はないと思います。ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

○議長（藤井満久君）

ここで暫時休憩といたします。

〔 休憩 9時48分 〕

〔 再開 9時52分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

まずはじめに、内田議員。

○5番（内田 保君）

先ほどの言葉の訂正をしたいと思います。

先ほど私は保留という立場を表明しましたが、それを撤回したいと思います。あわせて、この条例について賛成の立場からこの討論に参加するということを表明したいと思います。

それでは、お願いいたします。

さきの文教厚生委員会の審議においては、福祉課当局からのさきの情報も、その後の検討もあわせて、改めてこの条例に対して検討いたしました。その立場から賛成の立場を表明するものです。

災害援護資金の貸付金として最大350万円の貸し出しができるものですが、現行条例14条は災害援護貸付金利息を3%としているのを、今回、1.5%に減額するものであり、低所得者が被災に遭ったときに有利に働くものであると考えました。

今回の改定は、保証人をつけた場合、無利子にすることを明確にしています。また、低所得者で保証人をつけられない方も必ず災害時には存在するわけですが、3年はこれまでどおりの無利子であることを条例上明確にしました。その後は1.5%の利率にするものです。全体として、被災に遭った方に対して、低所得者をはじめとして有利に働く改正であります。

被災者にとってみると、350万円では生活再建は非常に難しいものでありますけれど、本来500万円以上は貸してほしいところですが、今回はそれに向かう前向きの改善として賛成するものであります。以上です。

○議長（藤井満久君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第15号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第16号 尾州廻船内海船船主内田家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第7、議案第16号 尾州廻船内海船船主内田家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第16号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。質疑された主な

ものの概要を申し上げます。

質疑としまして、入館料と参加料の減免はどのような場合を想定しているか。

答弁としまして、入館料の減免は、内田家への来館を促進することを目的として、観光協会との協力により、例えば割引クーポン券を発行することなどを想定しています。参加料の減免は、内田家でイベントを開催する際に、内田佐七家の重要文化財指定や内田佐平二家の登録有形文化財登録に御尽力いただいた方を招待者として、減免対象とすることなどを想定しています。

次の質疑としまして、専用利用を行う団体としてはどのようなものがあるか。

答弁としまして、基本的には許可をする団体を限定させていただいています。町内在住・在勤者で構成された団体で、歴史や文化に関する活動で利用する場合に許可をし、それにそぐわない場合は許可をしません。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第16号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第17号 平成30年度南知多町一般会計補正予算（第7号）

○議長（藤井満久君）

日程第8、議案第17号 平成30年度南知多町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第17号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。質疑された主なものの概要を申し上げます。

社会教育課関係について、質疑としまして、総合体育館つり天井耐震化・LED化等基本調査委託業務の中に実施設計業務は含まれているか。

答弁としまして、基本調査については、メインアリーナ、サブアリーナ及び玄関ホール天井材や空調ダクトなどの機械設備、館内照明の耐震調査にあわせて、各工法による費用対効果を検証するための比較検討資料の作成を委託したもので、実施計画業務は含まれていません。

次に、住民課関係について、質疑としまして、愛知県後期高齢者医療広域連合負担金精算金は返還されることが多いのか、それとも広域連合へ追加で支払うことが多いのか。

答弁としまして、南知多町の被保険者の療養給付費の12分の1を町が負担しますが、これは予算額により支払い、翌年度実績により精算しています。負担金として支払い済みの額が負担すべき額より多い場合は、愛知県後期高齢者医療広域連合から返還されます。また、負担すべき額より支払い済みの額が少ない場合は、町から不足額を支払うこととなります。平成29年度の精算では、38市町村が愛知県後期高齢者医療広域連合から返還され、16市町村が追加で支払います。

次に、環境課関係について、質疑としまして、合併処理浄化槽の新築、つけかえなどの補助金額は幾らか。

答弁としまして、平成30年度の合併処理浄化槽の設置事業費補助金は、新築、転換による差はなく、浄化槽の人槽による額の違いがあります。限度額は、新築及び単独処理浄化槽並びにくみ取り便所からの転換とともに、5人槽で33万2,000円、7人槽で41万4,000円、10人槽で54万8,000円です。単独処理浄化槽及びくみ取り便槽の撤去費は、ともに限度額は9万円です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

次に、鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第17号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第17号の件を採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第18号 平成30年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（藤井満久君）

日程第9、議案第18号 平成30年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第18号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑としまして、財政安定化基金借入金の借入期間と利率はどのぐらいか。

答弁としまして、借入期間は1年据え置き、3年間の均等償還で、利率については無利子です。

次の質疑としまして、今年度は国保税の税収不足を愛知県国民健康保険財政安定化基金からの借入金で対応するということだが、来年度の税収見込みをどのように考えているか。

答弁としまして、今年度につきましては、国保税の税率改定を行いました。被保険者の所得の減少が予想以上に大きかったため、所得割額が減額となり、現年課税分が9,700万円ほど減収見込みとなっています。平成31年度につきましては、平成30年の漁業等の状況を見ますと、税収は確保できると考えています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第18号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第19号 平成30年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○議長(藤井満久君)

日程第10、議案第19号 平成30年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長(榎戸陵友君)

ただいま上程されました議案第19号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(藤井満久君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第19号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第20号 平成30年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(藤井満久君)

日程第11、議案第20号 平成30年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長(榎戸陵友君)

ただいま上程されました議案第20号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑としまして、保険者機能強化推進交付金とはどのような交付金か。

答弁としまして、介護保険法第122条の3第1項の規定に基づく交付金で、平成30年度に創設されました。高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防など、地域包括ケアシステムの構築を推進する市町村の取り組みを支援するために交付されるものです。市町村の各種の取り組みに関して評価指数が設定され、評価指標ごとに、評価点数の合計と第1号被保険者数に応じ、交付金が配分されます。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(藤井満久君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第20号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第21号 平成30年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(藤井満久君)

日程第12、議案第21号 平成30年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長(鈴木浩二君)

ただいま上程されました議案第21号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(藤井満久君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第21号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第22号 平成31年度南知多町一般会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第13、議案第22号 平成31年度南知多町一般会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第22号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。質疑された主なものの概要を申し上げます。

社会教育課関係について、質疑としまして、豊丘むくろじ会館特別校舎等解体工事が4,004万円計上されているが、これだけの費用が必要か。

答弁としまして、豊丘むくろじ会館の特別校舎は本校舎と接続されているため、切り離し工事を実施する必要があります。また、特別校舎の解体にあわせ、本校舎と体育館をつなぐ渡り廊下を解体する費用も含まれているため、解体のみの工事よりも高額となっています。

次の質疑としまして、梅原猛先生の御逝去により、梅原邸での特別展示は考えているか。

答弁としまして、今年の秋に行う特別公開において、南知多梅原猛友の会との共催で梅原先生をしのぶ会を行いたいと考えています。その際に、梅原先生に関係する資料を

特別展示として梅原邸で展示する予定をしています。

学校教育課関係について、質疑としまして、スクールバス運転業務委託料の契約は長期継続契約か。また、スクールバス運転手に対し、条件を設けているか。

答弁としまして、契約につきましては、平成29年度から3年間の長期継続契約です。運転手の要件につきましては、中型第二種運転免許を取得した運転技能がすぐれている者としています。また、年齢要件としまして、原則満75歳未満の者としています。

次の質疑としまして、師崎小学校及び豊浜中学校のトイレ洋式化改修工事では全てのトイレを和式から洋式にするのか。

答弁としまして、どちらの工事も必要な数だけ洋式化する工事で、和式トイレも一部残ります。

学校給食センター関係について、質疑としまして、新学校給食センターの防災機能として、平成30年10月の議会全員協議会において、災害時に炊き出し対応はしない、防災計画を修正するとの説明を受けているが、考えに変更はないか。

学校給食センターの本来機能である児童生徒への安全な給食の提供施設として整備をするものに変更はありませんが、災害対応についても給食センターに求められていることから、施設機能を一部見直し、炊き出しができるよう、現在、基本設計において追加検討を行っています。このため、町防災計画にある炊き出し対応に係る記述の修正については行っていません。

次の質疑としまして、牛乳パックリサイクル処理業務委託をするに当たり、学校にはどのような指示をしているのか。

答弁としまして、給食終了後、牛乳パックの上部を開き、1回程度内部を軽く水洗し、折り畳んでいただくよう協力をお願いしています。

次に、住民課関係について、質疑としまして、旅券発給事務負担金のうち負担割合が均等割のものについて、今後見直す予定はあるか。

答弁としまして、旅券発給事務を単独で行う場合でも必要となるものは均等割に、人件費及び消耗品費等については申請件数割となりましたが、今後は状況に応じて検討していく予定です。

次に、福祉課関係について、質疑としまして、軽度・中等度難聴児補聴器費の利用状況と今後はどうか。

答弁としまして、平成30年度から助成事業を開始し、今年度は利用がありません。平

成31年度は2件の見込みをしています。

次の質疑としまして、子ども・子育て支援臨時交付金とは何か。

答弁としまして、保育所児童運営費徴収金の3歳から5歳児分について、保育無償化の減額分を補填するものです。

次に、保健介護課関係について、質疑としまして、高齢者肺炎球菌予防接種の接種率の改善に向けた対策はあるか。

答弁としまして、国の対策として、平成26年10月1日から平成30年度末の5年間に予防接種を実施しない方で、各年度の65歳から5歳ごと、100歳までの方が予防接種B型疾病の対象とされ、平成31年度からも引き続き、接種率向上のため、同様の措置を5年間実施することとされました。また、今まで接種していない方に対して1回の補助があります。本町においては、引き続き65歳になる方に個別に通知をし、勧奨していきます。

次の質疑としまして、骨髄提供者等支援事業補助金とはどのような補助金で、何人分の予算か。

答弁としまして、骨髄移植の普及推進のための補助金で、骨髄ドナー登録者が骨髄移植を希望する患者と白血球の形（HLA）が適合し、実際に骨髄や末梢血幹細胞を採取、検査、処置、最終同意等のため、通院や入院した場合の助成です。通院または入院日数1日当たり2万円（上限通算7日間）の1人分の予算計上です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

次に、鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第22号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。質疑された主なものの概要を申し上げます。

建設課関係について、質疑としまして、道路改良工事基本設計業務委託料はどのような内容か。

答弁としまして、山海宇藪下地内における排水不良を解消するため、町道2155号線に係る排水路改修のための基本設計業務を委託するものです。

産業振興課関係について、質疑としまして、鯨類等漂着物処理委託料について、漂着した事例はあるか。

答弁としまして、平成30年度については、スナメリ2頭、ウミガメ1頭が漂着しましたが、委託料につきましては、職員等で埋葬したため、支出しておりません。

税務課関係について、質疑としまして、航空写真撮影業務委託は何年に1回実施するものか。また、その目的はどのようなものか。

答弁としまして、3年に1回を予定しています。その目的としましては、毎年、現地を歩いて土地や家屋について現況調査を実施しておりますが、把握し切れない現況の把握に役立てることです。

次の質疑としまして、航空写真の活用について、役場内ではどのように連携していくのか。

答弁としまして、建設課の図面閲覧システムや水道課の水道管理システム等に画像データを既に提供しており、今回も提供する予定です。また、太陽光発電施設の設置場所の確認などにも活用していく予定です。

防災安全課関係について、質疑としまして、県補助金の南海トラフ地震等対策事業費について、具体的な事業内容は何か。

答弁としまして、対象となる主な事業は、消防団用の被服、備品、ホースの購入、防災ラジオの購入及び非常食の追加購入分であり、補助率は3分の1です。

次の質疑としまして、カーブミラー新設工事について、平成31年度は何件予定しているか。

答弁としまして、平成31年度は4基分の40万円を予算計上しております。

総務課関係について、質疑としまして、県議会議員選挙費の個人演説会協力者謝礼とは何か。

答弁としまして、学校等の公共施設で夜間に個人演説会を行った場合の施錠等にかかわる管理人等への謝礼です。

次の質疑としまして、庁舎等維持管理費の電力デマンド監視業務手数料とは何か。

答弁としまして、最大電力使用量で年間の電気料金の基本料金が決定されてしまうため、電力使用量を抑える目的で監視業務を委託しています。電力量が一定量を超えるとアラームで知らせたり、年間の電力使用料の実績報告を受けています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

5番、内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、議案第22号 平成31年度南知多町一般会計予算について、この一般会計予算に日本共産党として8点の問題で反対討論を行います。

予算議会の意義は、皆さん方も御存じのように、住民のさまざまな要求に基づき、その税金の使い方が適正であるかを審議・決定する場であり、日本共産党は、無駄を削り、不要不急の事業の負担を見直し、本当に必要なところにお金を回す立場から討論に参加いたします。

南知多町の平成31年度の一般会計予算には、次の8点の問題があると考えます。

まず第1の問題は、島の方へ寄り添う予算になっていないということです。

病院へ通う、学校へ通う、買い物等の離島交通費助成は、現在、大人は16枚、子ども14枚は少な過ぎます。私が島の方と対話して、島の方のどなたからも聞かれる一番の願いとも言える課題は、離島交通費の増額です。最低1カ月1回の往復できる券が欲しい。町もさまざまな面で島に対しての支援もしておりますが、この間、改善がなされておりません。大人も子どもも24枚補助を目指して、1枚でも2枚でも増額する予算にすべきと考えます。

第2点目、教育予算に見られる委託・教育振興等の点で3点の支出の妥当性に疑問があります。

1、まず学校適正化規模検討支援業務の委託では、基本的に保護者へのアンケートだけで住民へのアンケートは考えていない、そういう予算であるという回答です。学校は地域の学校です。初めから地域住民へのアンケートも評価すべきであり、また計画すべ

きであり、その内容がない196万円もの予算は反対せざるを得ません。

次に、図書館教育の整備にかかわっての国からの地方交付税が390万円、基準財政需要額に算入しております。本来、この390万円を有効に使って、文科省は図書館に人の配置を目指しております。文科省が示す図書館対応の予算として十分に計画されていないのは問題です。学校図書整理員の賃金を900円から1,000円にし、武豊町、半田市のように、整理だけでなく、子どもへの読み聞かせに対応する学校司書の設置を目指すべきです。新聞についても、各学校の図書館に2部程度を確実に備えられるとは明言しませんでした。また、授業で活用しているとのことですが、文科省の方針どおり、子どもたちの学びを総合的に応援する学習支援・情報支援の図書館整備の予算とすべきです。

また、就学援助費の対象項目としては、文科省の認めているクラブ費、生徒会費、PTA会費については、この3年以上も全く一つの項目も検討されておられません。早急に援助項目に他市町でもやっているような生徒会費、PTA会費を入れるべきであります。

また、第3の問題は、国保会計への一般財源からの繰入額をもっとふやすべきという問題です。

もう既に南知多町は3,500万円の繰り入れをしておいて、そこは評価すべきで、評価しておりますが、しかし低所得者で子どもが多い世帯には、均等割、平等割が大変厳しい税額です。赤ちゃんや小さな子どもまで税金を取るといって、サラリーマンなどの協会けんぽにはない制度があることは問題です。赤ちゃんからも約4万4,000円の均等割を取るといって税金の仕組みは、どうしても直していくことが必要です。そのためには、一般会計から国保会計への増額はどうしても必要です。町民が払える国保料にするために、徴税方法の見直しを含めて、財政調整基金をうまく利用し、国保会計への繰り入れをもっとふやすべきであります。

第4の問題は、地方税の滞納整理機構からの撤退であります。

負担金の支出は現在30万円を負っておりますが、これはまさに徴税方法としては差し押さえを原則とした強権的な手法がとられております。私は滞納整理機構についていったことがあります。まさしく強権的な方法で、町民に寄り添うものではありません。南知多町は滞納整理機構から脱退し、整理機構は解散し、滞納整理は窓口で、住民に寄り添った心ある対応の町役場一本にするべきです。支出は認められません。

第5の問題は、リニア中央新幹線の促進期成同盟会の負担金は、毎回言っておりますが、やめるべきです。

リニアは、まさしく現在、経済性、採算性、地震大国の中、難工事の活断層の工事の方法、大量の残土をどうするか、地下水の処理、そして大井川の水がれの懸念、原発1基分とされる電力消費量、電磁波の問題、そして岐阜のウラン鉱床の掘削問題が解決しておりません。このままでの負担金はやめるべきです。原発と同じく将来に禍根を残すことが予想される負担金はやめるべきだと考えます。

第6の問題は、南知多町職員の適正な労働時間管理のための予算がされていないという問題です。

さきにも述べましたが、職場労働者の80時間、100時間を適正に管理するタイムカードが設置される予算となっておりません。

第7の問題は、都市計画審議会、国民健康保険運営協議会、介護保険運営協議会にかかわって、審議会・協議会の中に町議会議員が入っている場合の報酬予算がまだまだ繰入金に入っていることでもあります。これはなくすべきです。

平成31年度も予算報酬で、議員選出の委員にも報酬の支出が約6,300円を検討されておりますけれど、これは税金の二重取りであるとの町民の批判を免れないものであると考えます。別物であるとの反論もあると思いますが、少なくとも町議会議員の選出の委員は無報酬とするべきであると考えます。

第8は、マイナンバー制度への移行の多額の予算支出は問題です。

個人番号カード交付事業は、国は多額のお金をかけて南知多町にも強制しております。マイナンバーは強制できません。年金受給者に対しては、扶養親族等申告書にマイナンバーの記載を求める文書でも、年金機構はマイナンバーの記載がなくても申告書を受理すると確認しております。その旨を南知多町としても住民に周知することが重要であると考えます。

マイナンバーの漏えい、成り済ましの被害、市町村が事業所に出す特別徴収税額の決定通知書の誤送付の問題が全国で起きており、マイナンバーそのものへの信頼が揺らいでおります。現に愛知県のマイナンバーカードの交付率は9.7%、南知多町もしかり。マイナンバー制度への不信が払拭されないまま、この制度を前提とした多額の費用は問題です。南知多町も撤退すべきです。

以上をもって反対討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第22号の件を起立により採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は、可決であります。本件は、各委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。休憩は10時45分までといたします。

[休憩 10時31分]

[再開 10時45分]

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

日程第14 議案第23号 平成31年度南知多町国民健康保険特別会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第14、議案第23号 平成31年度南知多町国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第23号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、平成31年度に国民健康保険運営協議会は開催するのか。

答弁としまして、国保税率の見直しの検討をする必要がありますので、平成31年度も開催する予定です。

次の質疑としまして、保険給付費が減少している理由は、後期高齢者医療等への移行により被保険者が減少しているためか。

答弁としまして、被保険者の減少が大きな要因です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第23号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第24号 平成31年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第15、議案第24号 平成31年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第24号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、保険料の滞納繰越分が100万円あるが、どのような対策をしていく予定か。

答弁としまして、納期までに納付がなかった方に対し、文書による督促を行います。

それでも納付がない場合は、電話や文書による催告、自宅等への訪問を実施していく予定です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第24号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第25号 平成31年度南知多町介護保険特別会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第16、議案第25号 平成31年度南知多町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第25号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。質疑された主な

ものの概要を申し上げます。

質疑としまして、現在、保険料段階は12段階、基準月額は5,000円だが、今後これを低所得者層に配慮した見直しを行う考えはあるか。

答弁としまして、介護保険事業は、高齢者数や要介護認定者数、必要な保険給付の量などを見込んで、保険者である町が3年を1期として策定する事業計画に基づいて運営されます。次の事業計画策定年度の2020年度に、介護保険運営協議会において、保険料段階や基準月額を含めた検討を行います。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第25号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第26号 平成31年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第17、議案第26号 平成31年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第26号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第26号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第27号 平成31年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第18、議案第27号 平成31年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第27号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、駐車場改修工事は何を行うのか。

答弁としまして、駐車場補修修繕工事、駐車場管理システム等取りかえ工事、移動粉末消火器取りかえ工事を行うものです。

次の質疑としまして、駐車場改修工事はそれぞれ何年ごとに行うのか。

答弁としまして、駐車場補修修繕工事は、塗装劣化が著しい箇所があれば、随時塗装工事を行います。また、駐車場管理システム等取りかえ工事は、保守点検結果に基づき5年から7年に1回、移動粉末消火器取りかえ工事は15年に1回取りかえ工事を行います。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第27号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第28号 平成31年度南知多町水道事業会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第19、議案第28号 平成31年度南知多町水道事業会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第28号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、離島水道事業負担金の南知多町と西尾市の負担割合はどうなっているのか。

答弁としまして、離島水道事業負担金の南知多町と西尾市の負担割合は2分の1となっています。ただし、負担額の算出は項目ごとに行うものもあり、必ずしも2分の1にならない項目もあります。

次の質疑としまして、資本的収支の補填財源として建設改良積立金を2億1,608万8,000円支出しているが、水道料金の値上げはしなくていいのか。

答弁としまして、建設改良積立金は、平成29年度末残高が6億4,246万3,000円で、平成30年度及び平成31年度に補填財源として支出した後の残高は、平成31年度末で3億2,462万2,000円の見込みです。また、水道料金で賄う収益的収支については、平成31年度において税込みで3,328万9,000円の黒字を見込んでいますので、現段階では水道料金の値上げは考えておりません。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

（挙手する者あり）

○議長（藤井満久君）

鈴木議員。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

済みません。数字の間違ひがありまして、訂正させていただきます。

水道料金で賄う収支的支出について、平成31年度において税込みで3,328万と申しましたが、2,328万9,000円の黒字に訂正させていただきます。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第28号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第20 請願第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」
の採択を求める請願

○議長（藤井満久君）

日程第20、請願第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」の採択を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました請願第1号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

各委員に意見を求めましたが、主な意見もなく、慎重審査の上、採決の結果、挙手少

数により本請願を不採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する賛成討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

紹介議員になっております。

請願第1号に対して、私は日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書案に賛成の立場から討論を行います。

意見書冒頭にありますように、広島、長崎の原子被爆から74年になります。再び被爆者をつくるなど、この地球上からこの核兵器をなくすことは原爆被爆者の願いであり、非核三原則を国是とする核兵器反対の我が国の政策とも一致するものです。

今、核兵器廃絶を目指す潮流は、大きく強くなってきております。世界では、既にこの核兵器禁止条約に調印70カ国、批准国は21カ国に広がり、これは1月30日です。日本でも359自治体、2月6日現在でございますが、賛同の意見書可決をしております。

ノーベル平和賞を受賞した国際NGO核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）とともに活動し、世界各地で原爆の非人道性を訴えてきたカナダ在住の日本人、サーロー節子さんは、広島に里帰りした際、次のように語っております。私たち原爆で生き残った者は、二度とああいうことが起きてはいけない、あれは人間が経験すべきことではなかったということに確信を持っています。あの日の、あるいはその後の被爆者たちの苦しみ、無数の死者たちの声なき声を私は代弁してきたつもりです。求め続けた核兵器廃絶への思いが、一部だけど、やっと報われたんです。条約が発効するには50カ国が批准しなければいけない。日本政府は、海外では核兵器廃絶のためにリーダーシップを発揮しているとよく言いますが、実際には核兵器禁止条約の交渉会議にも参加せず、条約に反

対して、言動が一致していません。日本政府の賛同が、1票を入れるその姿が、動きが見たい。日本が先頭に立って人道的なたいまつをかざし、核兵器廃絶に向けて一緒に動きましょうよ。そうすれば日本という国がどれだけ世界からの尊敬や敬愛を受ける立場になるか、前向きにこの機会を見てもらいたいと、サーロー節子さんの訴えからは、被爆者として核兵器廃絶の切実さが伝わってきます。

2017年7月、国連で122カ国の賛成を得て核兵器禁止条約が採択されました。条約は、第1条で、核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵、移譲、使用、使用の威嚇を全面的に禁止しており、画期的な内容です。日本政府は、目標は同じでも手段が違うとして、この条約に反対を表明していますが、今こそ日本は、唯一の戦争被爆国として、この地球上の核兵器廃絶に向けた国際間の調整役など主導的役割を果たすべきです。そのために、日本政府及び国会に対して核兵器禁止条約に署名・批准することを強く要請することに私は賛成するものです。

核兵器禁止条約は、核廃絶を確実に願う第一歩の条約であります。議員各位の御賛同をいただき、採択していただきますようお願い申し上げます、賛成討論といたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって討論を終了いたします。

これより請願第1号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。よって、本件は不採択とすることに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。休憩は11時20分までといたします。

〔 休憩 11時05分 〕

〔 再開 11時20分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

休憩中に町長より、自席に配付されたとおり、議案第29号から議案第32号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1から第4とし、議題にしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、この際、議案第29号から議案第32号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第29号 平成30年度南知多町一般会計補正予算(第8号)

○議長(藤井満久君)

追加日程第1、議案第29号 平成30年度南知多町一般会計補正予算(第8号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画部長。

○企画部長(田中嘉久君)

それでは、議案第29号 平成30年度南知多町一般会計補正予算(第8号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ987万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億2,946万円とするものであります。

第2条は、繰越明許費の補正で、繰越明許費の追加をお願いするものであります。

第3条は、地方債の補正で、地方債の追加をお願いするものであります。

補正をお願いする内容であります。

今回の補正は、国の第2次補正予算により補助金交付の内定を受けた日間賀小学校トイレ洋式化等改修事業に要する経費であります。

まず、歳出から御説明を申し上げます。

8ページ、9ページ下段の表をごらんください。

3. 歳出であります。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費は987万7,000円の増額補正であります。これは、日間賀小学校トイレ洋式化等改修工事の監理委託料及び工事請負費であります。

次に、歳入の説明を申し上げます。

同じページの上段になります。

2. 歳入であります。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金は294万4,000円の増額補正であります。これは、歳出で説明をいたしました事業に対する国からの交付金であります。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金3万3,000円の増額補正であります。これは、歳出予算の財源といたしまして、財政調整基金からの繰入金を増額するものであります。

次に、20款町債、1項町債、8目教育債は、歳出予算の補正に対するもので、学校施設教育環境整備事業債690万円の増額補正であります。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、3ページをごらんください。

第2表、繰越明許費補正であります。

日間賀小学校トイレ洋式化等改修事業について、年度内に事業が完了しないため、翌年度に予算を繰り越して使用するための繰越明許費の予算措置であります。

次に、4ページをごらんください。

第3表、地方債補正であります。

歳入の20款町債にて説明をさせていただきました地方債の追加で、学校施設教育環境整備事業690万円であります。

次に、10ページに一般会計の地方債残高がありますので、ごらんください。

表の一番下、合計欄の右端になります。平成30年度末現在高見込み額は68億5,375万7,000円であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第29号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

追加日程第2 議案第30号 副町長の選任同意について

○議長（藤井満久君）

追加日程第2、議案第30号 副町長の選任同意についての件を議題といたします。

執行部の人事案件の関係職員は退席してください。

(総務部長 中川昌一君 退場)

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

それでは、議案第30号 副町長の選任同意につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

前副町長の任期が平成31年2月末で満了しておりまして、現在は不在となっております。その後任といたしまして、中川昌一さんを選任したいとするものであります。つきましては、地方自治法第162条の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものであります。

中川昌一さんは、昭和57年4月に南知多町職員として勤務し、以来、南知多町職員として、検査財政課長、総務課長、総務部長を務めてまいりました。行政経験豊かな中川昌一さんは副町長に適任であると考えますので、皆様の御同意をお願いするものであります。

なお、任期は平成31年4月1日から4年間であります。

以上で提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

内田議員。

○5番(内田 保君)

質問したいと思います。

地方自治法第166条に、国会議員や地方議員や常勤の地方公共団体の職員、検察官、警察官は副町長にそのままなれないと、そういう規定がございますが、これはどのようにして中川さんは副町長をされるのか。一旦辞職させてそうされるのか、そこら辺の手続のこと。

2点目、中川さんが適任であるという理由がまだいま一步はっきりしないので、もう少し説明してください。以上です。

○議長(藤井満久君)

町長。

○町長(石黒和彦君)

手続につきましては、今、議員がおっしゃったとおりで、一度退職をしていただく、そういう手続でございます。

もう一つの適任かどうかにつきましては、私もここ8年、町長として職員とともに行政をやってまいりました。その中におきまして、副町長としての、一般でいう事務方のトップとして彼の素質をずうっと見ておりましたところ、職員からの信頼も厚く、また行政判断につきましても私に的確な判断をして意見をいただくという中から、彼を望み、お話をした中で、一緒に苦勞していただけるという合意を得ましたので、議員の皆様方にお諮りをしたものでございます。

詳しく一つ一つの事象を述べるならば、いっぱいございますが、ここでは私が信頼をして、ぜひ皆様方に同意いただきたいと。その経緯としては、今言った2点、職員に対しての信頼、それから私が求めていたいろんな件に対して的確に答えをいただけるということでございます。

○議長(藤井満久君)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第30号の件を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定されました。

執行部関係職員は復席してください。

(総務部長 中川昌一君 入場・復席)

ここで、新しく副町長に選任されました中川昌一さんに御挨拶をお願いいたします。

中川昌一君。

○総務部長(中川昌一君)

ただいまは副町長の選任同意に御同意いただきまして、まことにありがとうございます。

副町長の職責を考えますと、その責任の重さに身の引き締まる思いでございます。もとより微力ではございますが、石黒町長が所信表明で申しました人口の減少、産業の衰退、そして自然災害、そして最後に4つ目が公共施設の老朽化、この4つの危機を乗り越えるべき政策の実現に向けて努力してまいります。住民の皆様、議員の皆様、今後とも御指導、御鞭撻、よろしくをお願いいたします。

○議長(藤井満久君)

中川昌一さんには、今後ともよろしくをお願いいたします。

追加日程第3 議案第31号 固定資産評価員の選任同意について

○議長(藤井満久君)

追加日程第3、議案第31号 固定資産評価員の選任同意についての件を議題といたします。

執行部の人事案件の関係職員は退席してください。

(総務部長 中川昌一君 退場)

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

それでは、議案第31号 固定資産評価員の選任同意につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

固定資産評価員は、地方税法第404条第2項の規定に基づきまして、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、町長が議会の同意を得て選任することとなっております。

このたび、評価員の北川眞木夫さんから3月31日付で退職する旨の退職申出書が提出されました。つきましては、その後任といたしまして、先ほど副町長に選任同意されました中川昌一さんを選任したいとするものであります。

中川昌一さんは、昭和57年4月に南知多町職員として勤務し、以来、南知多町職員として、検査財政課長、総務課長、総務部長を務めてまいりました。行政経験豊かな中川昌一さんは評価員に適任であると考えますので、皆様の御同意をお願いするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第31号の件を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定されました。

執行部関係職員は復席してください。

(総務部長 中川昌一君 入場・復席)

追加日程第4 議案第32号 教育長の任命同意について

○議長（藤井満久君）

追加日程第4、議案第32号 教育長の任命同意についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

それでは、議案第32号 教育長の任命同意につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

教育委員会教育長の大森宏隆さんは、平成31年3月31日をもちまして任期満了となります。その後任といたしまして、高橋篤さんを任命したいとします。つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものであります。

高橋篤さんは、昭和57年4月に南知多町立内海中学校に勤務されて以来、豊浜中学校、日間賀中学校と、町内の教育現場を経験されてみえます。また、平成11年4月からは、愛知県教育委員会知多教育事務所社会教育主事として南知多町教育委員会社会教育課での勤務経験や知多教育事務所で指導主事も歴任し、現在は半田市立青山中学校の校長をお務めございまして、本年度は愛知県小中学校校長会の副会長も務められておられます。

なお、任期は平成31年4月1日から3年間です。

以上で提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第32号の件を採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定しました。

ここで、教育長を退任されます大森宏隆さんに御挨拶をお願いいたします。

教育長。

○教育長（大森宏隆君）

失礼します。

退任に当たりまして、議員の皆様には御礼を申し上げさせていただきます。

私、約6年8カ月にわたり教育長を務めさせていただきましたが、この3月31日をもって退任することとなりました。この間、教育改革の流れは大変急なものがありましたが、私の願いは、子どもたちが明るく元気に楽しく学校生活を送ること、また先生方が生き生きと働き、活動できることでありました。現在、全ての学校で子どもたちにとってわかりやすい授業を目指して真剣に取り組んでいただいておりますし、穏やかな学習環境も維持していただいているという実態でございます。

私は大変微力な人間でございまして、新学校給食センターの建設とか、また学校の適正規模・適正配置の検討など、多くの課題を残しておりますが、何とかここまで私なりに精いっぱい務めることができましたのも、議員の皆様の温かい御支援と御協力のおかげであり、感謝の気持ちでいっぱいでございます。本当にお世話になりました。

最後になりますが、議員の皆様には南知多町発展のために今後とも健康で御活躍いただきますとともに、ますますの御健勝と御多幸を祈念申し上げまして、退任の挨拶とさせていただきます。長い間、まことにありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

大森宏隆さん、長い間、御苦労さまでございました。

日程第21 閉会中の継続審査（調査）について

○議長（藤井満久君）

日程第21、閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

各常任委員長、各特別委員長、議会運営委員長から、所管事項について閉会中の継続審査（調査）の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

○議長（藤井満久君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成31年第2回南知多町議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

〔 閉会 11時40分 〕

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 藤 井 満 久

署 名 議 員 石 垣 菊 蔵

署 名 議 員 服 部 光 男